

平成25年2月22日

於 教育委員会室

平成25年2月

大和市教育委員会臨時会

大和市教育委員会

平成25年2月大和市教育委員会臨時会

○平成25年2月22日（金曜日）

○出席委員（4名）

1番	委員長職務代理者	青	蔭	文	雄
2番	委員	篠	田	優	里
3番	教 育 長	滝	澤		正
4番	委 員 長	石	川	創	一

○事務局出席者

教 育 部 長	田 中	博	教 育 総 務 課 長	川 口	敏 治
学 校 教 育 課 長	犬 塚	克 徳			

○書 記

教 育 総 務 課		教 育 総 務 課
政 策 調 整	飛 田 幸 人	政 策 調 整
担 当 係 長		担 当 主 任
		瀬 古 直 之

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 議 事
日程第 1（議案第14号） 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
日程第 2（議案第15号） 県費負担教職員の管理職人事について
- 5 閉 会

開会 午後1時30分

○石川 委員長 ただいまから教育委員会2月臨時会を開催いたします。会議時間は15時までといたします。

今回の会議録署名委員は3番、滝澤委員、1番、青蔭委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

◎議 事

○石川 委員長 日程第1 議案第14号「大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則」についてを議題といたします。

細部説明を求めます。川口教育総務課長。

○川口 教育総務課長 これまでも相談室の相談体制の強化につきましてはさまざまな取り組みをご説明してまいりましたが、相談体制の強化の一環といたしまして青少年相談室にも指導主事の職を置くことができるように、規則改正をするものでございます。

この規則につきましては、教育委員会の事務局と所管機関にどのような職を置くかを定めたものでございます。現行の規則では、事務局と教育研究所には指導主事を置くことができる定めがありますが、相談室には置かない定めとなっております。

不登校問題等についての相談体制を強化していく中で、今後は、学校に対して支援だけでなく指導といった場面も十分考えられることから、相談室にも指導主事を置くことができるように改正するものです。

新旧対照表に別表がございます。この別表に組織ごとに置く職と、その職にあてる職員を定めておりますが、青少年相談室の欄に、係長と指導主事の職にあてられる職員として指導主事を置くことができるという定めを追加しております。

これにより、指導主事を置くことができるようになるものです。

施行日につきましては、平成25年4月1日からとしております。

○石川
委員長

細部説明が終わりました。
質疑、ご意見等がございますか。いかがでしょうか。
これは人数を規定しているということではないですね。

○川口
教育総務
課長

おっしゃるとおりです。あくまでどのような職を置くことができるか
ということをお定めしております。

○石川
委員長

教育長、何かございますか。

○滝澤
教育長

今、川口課長が説明したとおりですが、若干補足いたします。学校に
対しては「相談」という立場ではなかなか管理職と話ができないという
部分があります。フットワーク良く動かなければいけないのですが、職
としてそれができないという部分があります。指導主事という職にする
ことで指導助言という職務を位置付け、学校に対して校長にも教頭にも
指導助言をできるようにするものです。

それだけ相談業務が質的に高まってきたということもありますし、今
後、機動的に成果を上げながら相談室が力を発揮するためには指導主事
の職を置いた方がよいということがございます。

○石川
委員長

ほかにはないようでしたら、質疑、討論を終結いたします。
これより、議案第14号について採決をいたします。
本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○石川
委員長

異議なしということで、議案第14号は可決いたしました。
続いて、日程第2 議案第15号「県費負担教職員の管理職人事につ
いて」を議題といたしますが、非公開とすべき人事案件として審議を非
公開としますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○石川
委員長

異議なしということですので、日程第2 議案15号は非公開といた
します。

(非公開の審議)

◎閉会

○石 川 以上で本日の日程、すべて終了いたしました。
委員長 これにて、教育委員会2月臨時会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

閉会 午後2時5分